

○水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱

平成26年3月14日告示第12号

水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱

水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第83号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 理解促進研修・啓発事業（第11条—第14条）

第3章 自発的活動支援事業（第15条—第18条）

第4章 相談支援事業（第19条・第20条）

第5章 意思疎通支援事業（第21条—第23条）

第6章 日常生活用具給付等事業

第1節 通則（第24条—第28条）

第2節 点字図書給付事業（第29条—第35条）

第3節 住宅改修費給付事業（第36条—第39条）

第7章 手話奉仕員養成研修事業（第40条—第44条）

第8章 移動支援事業

第1節 外出支援事業（第45条—第49条）

第2節 移送サービス事業（第50条—第56条）

第3節 福祉タクシー利用助成事業（第57条—第67条）

第9章 地域活動支援センター事業（第68条—第75条）

第10章 訪問入浴サービス事業（第76条—第80条）

第11章 日中一時支援事業（第81条—第84条）

第12章 生活サポート事業（第85条—第88条）

第13章 雑則（第89条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのでき

る地域社会の実現に寄与するため、水俣市障害者地域生活支援事業（以下この章において「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者、同条第2項に規定する障害児及び次号に定める難病患者等をいう。

（2） 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者をいう。

（事業の実施主体）

第3条 事業の実施主体は、水俣市とする。ただし、必要に応じ他の市町村との共同実施ができるものとする。

2 市長は、事業の運営の一部又は全部を、適切な運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

（利用対象者）

第4条 事業の利用対象者は、本市に居住する在宅の障害者等とする。ただし、次条第1号、第4号及び第6号に規定する事業については、この限りでない。

2 法第19条第3項及び第4項の規定により、本市が支給決定を行うこととなる障害者等については、前項の規定にかかわらず、次条第3号の事業を利用することができる。

（事業の内容等）

第5条 事業の内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

（1） 理解促進研修・啓発事業 （第2章）

（2） 自発的活動支援事業 （第3章）

（3） 相談支援事業 （第4章）

（4） 意思疎通支援事業 （第5章）

（5） 日常生活用具給付等事業 （第6章）

（6） 手話奉仕員養成研修事業 （第7章）

（7） 移動支援事業 （第8章）

（8） 地域活動支援センター事業 （第9章）

(9) 訪問入浴サービス事業 (第10章)

(10) 日中一時支援事業 (第11章)

(11) 生活サポート事業 (第12章)

(申請手続等)

第6条 前条に規定する事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請者から申請書の提出があったときは、速やかに申請者の身体状況、世帯状況等を調査のうえ、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請者に対し、事業の利用を決定したときは、水俣市障害者地域生活支援事業利用決定（変更）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、水俣市障害者地域生活支援事業利用者証（様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は、前条に規定する申請者に対し、事業の利用を却下したときは、水俣市障害者地域生活支援事業利用申請却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 市長は、事業の利用を決定した者について、身体状況及び世帯状況等に変化が生じたときは、事業の内容を変更し、又は事業の利用を停止することができる。

(報告の義務)

第9条 利用者の身体状況、世帯状況等に変化があったときは、当該利用者又はその代理人は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(費用の負担)

第10条 利用者の費用負担については、別に条例で定める。

第2章 理解促進研修・啓発事業

(事業の概要)

第11条 障害者等への理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、障害者等への理解を深めるための研修・啓発事業を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(対象者)

第12条 事業の対象者は、本市に住所を有する障害者等、その家族、地域住民等とする。

(事業の内容)

第13条 事業の内容は、地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

2 事業の実施にあたっては、次の各号のいずれかの形式によるものとする。

- (1) 教室等開催 障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害、難病等）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
- (2) 事業所訪問 地域住民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会を設け、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
- (3) イベント開催 有識者による講演会や障害者等とふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により障害者等に対する理解を深める。
- (4) 広報活動 障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために市長が必要と認めた形式により実施する。

（留意事項）

第14条 市長は、事業の実施にあたり、特定の者だけではなく、多くの障害者等、その家族、地域住民等が事業に関わることができるように努めなければならない。

第3章 自発的活動支援事業

（事業の概要）

第15条 自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

（対象者）

第16条 事業の対象者は、本市に住所を有する障害者等、その家族、地域住民等とする。

（事業の内容）

第17条 事業の内容は、障害者等、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

2 事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる支援によるものとする。

- (1) ピアサポート 障害者等やその家族が互いの悩みを共有し情報交換を行うことができる交流会活動等の支援

- (2) 災害対策 障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援
- (3) 孤立防止活動支援 地域での障害者等の孤立防止のための見守り活動の支援
- (4) 社会活動支援 障害者等が自らの権利や自立を社会に働きかける活動の支援や障害者等に対する社会復帰活動の支援
- (5) ボランティア活動支援 障害者等に対するボランティア養成活動の支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために市長が必要と認めた支援

(留意事項)

第18条 事業対象者は、委託費又は補助金を単に団体を維持するための管理費として使用してはならず、真に事業の目的を達成するために使用しなければならない。

2 事業対象者は、事業の実施にあたり、特定の者だけではなく、多くの障害者等、その家族、地域住民等が事業に関わることができるように努めなければならない。

第4章 相談支援事業

(事業の概要)

第19条 相談支援事業は、障害者等又は障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものとする。

(事業の内容)

第20条 相談支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 地域自立支援協議会の運営
- (8) その他必要と認める支援等

第5章 意思疎通支援事業

(事業の概要)

第21条 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を

図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るものとする。

(対象者)

第22条 意思疎通支援事業の利用対象者は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とする。

(事業内容)

第23条 意思疎通支援事業の内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 手話通訳者派遣事業
- (2) 要約筆記者派遣事業
- (3) 点訳、音訳等による支援事業

第6章 日常生活用具給付等事業

第1節 通則

(事業の概要)

第24条 日常生活用具給付等事業は、重度の障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図るものとする。

(用具の種目及び給付等対象者)

第25条 給付等の対象となる用具の種目は別表の種目欄に規定する用具とし、その給付等の対象者は、同表の障害及び程度欄に規定する障害者等とする。

第26条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表の耐用年数欄の期間を経過していない場合は、原則として給付対象としない。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 前項に規定する耐用年数の期間を経過した後においては、修理不能の場合若しくは再交付の場合が部品の交換よりも真に合理的・効果的と認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の交付が障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができるものとする。

(用具の管理)

第27条 用具の給付を受けた者は、当該用具の給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(給付貸与台帳の整備)

第28条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするために日常生活用具給付台帳（様式第5号）を

整備するものとする。

第2節 点字図書給付事業

(事業の概要)

第29条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって情報入手手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資するものとする。

(給付対象者)

第30条 点字図書の給付対象者は、主に情報の入手を点字によっている視覚障害者とする。

(給付対象図書)

第31条 給付対象図書は、月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第32条 給付は対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(出版施設)

第33条 点字図書を出版することができる者は、国が別に定める点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）とする。

(給付の申請)

第34条 申請者は、出版施設が発行する点字図書発行証明書（様式第6号。以下「証明書」という。）を添えて市長に点字図書の給付を申請する。

2 市長は、申請書を確認のうえ、点字図書給付台帳（様式第7号。以下「給付台帳」という。）に必要事項を記載し、証明書に署名押印して申請者に交付するものとする。

(給付)

第35条 前条に基づく証明書の交付を受けた申請者は、証明書にて出版施設に申込み、点字図書の給付を受けるものとする。

2 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ、点字図書価格を出版施設に支払うものとする。

第3節 住宅改修費給付事業

(目的)

第36条 住宅改修費給付事業は、日常生活を営むことに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消などの住環境の改善を行う場合において、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事

費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資するものとする。

（給付対象者）

第37条 住宅改修費の給付対象者は、下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上のものとする。

2 特殊便器への取替えについては、前項に該当する者で、上肢機能障害2級以上のものとする。

（住宅改修の範囲）

第38条 住宅改修費給付の対象となる改修工事の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 手すりの取付け
- （2） 床段差の解消
- （3） 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- （4） 引き戸等への扉の取替え
- （5） 洋式便器等への便器の取替え
- （6） その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（給付の限度）

第39条 住宅改修費の給付は、原則として1回とし、限度額は200,000円とする。

第7章 手話奉仕員養成研修事業

（事業の概要）

第40条 手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成し、聴覚、言語障害、音声機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者（以下「聴覚障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（対象者）

第41条 事業の対象者は、聴覚障害者等の自立と社会参加に理解を示す者とする。

（事業の内容）

第42条 事業の内容は、聴覚障害者等との交流活動促進のための支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修とする。

（修了証の交付）

第43条 市長は、養成研修を修了した者について、水俣市手話奉仕員養成研修事業修了証書（様式

第8号)を交付するものとする。

(手話奉仕員の登録)

第44条 市長は、前条に規定する養成研修を修了した者(これと同等の能力を有する者も含む。)について、本人の承諾を得た上で、水俣市手話奉仕員登録申請書(様式第9号)により、手話奉仕員としての登録を行う。

第8章 移動支援事業

第1節 外出支援事業

(事業の概要)

第45条 外出支援事業(以下この節において「事業」という。)は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すものとする。

(対象者)

第46条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者(児)(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する障害者(児)であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者(児)をいう。)、知的障害者(児)又は精神障害者(児)
- (2) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第47条 事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)とする。

(実施の方法)

第48条 実施の方法は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる支援とする。

- (1) 個別支援型 個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型 複数の障害者への同時支援、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

(確認印の受領)

第49条 第3条第2項の規定により事業を受託した者(以下「受託事業者」という。)は、第7条第2項の規定により外出支援の決定を受けた者(以下「派遣対象者」という。)を訪問し、サー

ビスを供与したときは、外出支援活動記録簿（様式第10号）に、派遣対象者本人又は当該派遣対象者の代理人から当日の活動内容についての確認印を徴するものとする。

第2節 移送サービス事業

（事業の概要）

第50条 移送サービス事業（以下この節において「事業」という。）は、家庭において移送することが困難な65歳未満の重度心身障害者に対する移送専用車の派遣等による在宅福祉の向上を図るものとする。

（対象者）

第51条 事業の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者であって、その等級が2級以上で著しく歩行が困難なもの
- （2） 前号に掲げるもののほか、事業の利用が特に必要であると市長が認めた者

（利用の対象）

第52条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、事業を利用することができる。

- （1） 在宅福祉サービスの提供を受けるとき。
 - （2） 福祉施設等の入所又は退所するとき。
 - （3） 医療機関への受診のための通院又は入退院するとき。
 - （4） 公共団体、社会福祉団体等が主宰する事業及び会議に参加するとき。
 - （5） その他市長が必要と認めたとき。
- 2 対象者が移送専用車を利用する場合は、介護者が同乗しなければならない。この場合において当該介護者については、対象者において確保しなければならない。

（運行範囲等）

第53条 移送専用車の運行できる範囲は、原則として市内及び隣接市町とする。

- 2 タクシー運送業者による運送料金が5,000円を超えたときは、当該超えた額は利用者の負担とする。

（利用時間及び運休日）

第54条 移送専用車を利用できる時間は、午前9時から午後4時までとする。

- 2 移送専用車の運休日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定に関わらず、必要があると市長が認めたときは、利用時間及び運休日を変更することができる。

（事故報告）

第55条 受託事業者は事故が発生したときは、法令に基づく応急措置をした後、直ちに市長に報告しなければならない。

（補償）

第56条 事故等による利用者への補償については、車両が加入した自動車損害補償責任保険及び任意保険の補償の範囲内とする。

第3節 福祉タクシー利用助成事業

（事業の概要）

第57条 福祉タクシー利用助成事業（以下この節において「事業」という。）は、重度の心身障害者（児）（以下この節において「障害者」という。）がタクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成することにより、障害者の外出の便宜を図り、もって障害者の社会参加と自立を推進するものとする。

（対象者）

第58条 事業の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、毎年4月1日現在において本市に住居を有し、かつ、住民基本台帳に登載された者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者で、その等級が1級又は2級の者

(2) 熊本県から知的障害者福祉手帳（療育手帳）の交付を受けた者で、その等級がA1又はA2の者

(3) 熊本県から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その等級が1級の者

（申請手続）

第59条 事業による助成を受けようとする者は、毎年4月1日から6月30日までの間に、水俣市障害者地域生活支援事業福祉タクシー利用券交付申請書（様式第11号）により市長に申請するものとする。

2 対象者が自ら申請できないときには、対象者を日常的に介護している者等の代理人として適当

と市長が認める者が代わって申請することができる。

(利用登録及び利用券の交付)

第60条 市長は、前条に定める申請を受理したときは速やかに審査を行い、対象者であると認めるときには、水俣市障害者地域生活支援事業福祉タクシー利用券交付登録台帳（様式第12号）に登載し、水俣市障害者地域生活支援事業福祉タクシー利用券（様式第13号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 原則として利用券の再発行は行わないものとする。ただし、災害等の特別の事情があるものと市長が認め、かつ、利用券の使用状況が確認できる場合には、利用券の残数を限度として再発行することができる。

(助成の額等)

第61条 助成の額は、利用券1枚につき500円とし、利用券の枚数は予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

(事業者の指定)

第62条 事業による助成金の支給対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、水俣市内に事業所を有するタクシー業者の中から、市長があらかじめ別に指定するものとする。

2 事業者の指定を受けようとする者は、水俣市障害者地域生活支援事業福祉タクシー事業者登録申請書（様式第14号）により市長に申請しなければならない。

(利用の方法)

第63条 対象者は、助成を受けようとするときは、事業者のタクシーに乗車する際に各障害者手帳を提示し、必要事項を記入した利用券1枚を提出するものとする。

2 事業者は利用券の提出があったときには、運賃精算の際に運賃から助成金額分を差し引いた額を対象者に請求するものとする。

第64条 助成金は市長が事業者に支払うものとし、事業者は、対象者が運賃精算の際に提出した利用券を取りまとめ、原則としてその月分を翌月の10日までに、市長に助成金の支払いを請求するものとする。

(資格喪失)

第65条 対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、対象者又はその代理者は速やかにその事実を市長に申し出て、不要となった利用券を返還しなければならない。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 対象者が本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 第58条各号に該当しなくなったとき。

(禁止事項)

第66条 利用券は、他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(助成金の返還)

第67条 市長は、対象者又はその代理人がこの要綱に違反したと認めるときは、当該対象者又はその代理人に利用券の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項に該当する場合又は虚偽その他の不正な手段により事業による助成を受けた者があるときは、その者に対して、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命じることができる。

第9章 地域活動支援センター事業

(事業の概要)

第68条 地域活動支援センター事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者の就労、創作的活動及び生活活動の機会の提供、自活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者の地域生活支援の促進を図るものとする。

(事業の内容)

第69条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基礎的事業

(2) 地域活動支援センターⅠ型

(3) 地域活動支援センターⅡ型

(4) 地域活動支援センターⅢ型

(資格)

第70条 事業を運営する者は、法人格を有していなければならない。

(基礎的事業)

第71条 基礎的事業は、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うものとする。

2 職員配置は2人以上とし、うち1人は専任者とする。

(地域活動支援センターⅠ型)

第72条 地域活動支援センターⅠ型は、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行うものとする。

- 2 職員配置は、基礎的事業による職員の他1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とする。
- 3 利用者数は、1日当たりの実利用人員が概ね20人以上とする。

(地域活動支援センターⅡ型)

第73条 地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を行うものとする。

- 2 職員配置は、基礎的事業による職員の他1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。
- 3 利用者数は、1日当たりの実利用人員が概ね15人以上とする。

(地域活動支援センターⅢ型)

第74条 地域活動支援センターⅢ型は、地域において援護事業を行うものとする。

- 2 地域活動支援センターⅢ型を運営できる者は、概ね5年以上地域の障害者の援護事業を実施していた者とする。
- 3 職員配置は、基礎的事業による職員のうち1人以上を常勤とする。
- 4 利用者数は、1日当たりの実利用人員が概ね10人以上とする。

(利用方法)

第75条 事業の利用は、利用者と事業を実施する者との契約によるものとする。

第10章 訪問入浴サービス事業

(事業の概要)

第76条 訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）は、地域における障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図るものとする。

(対象者)

第77条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入浴、排泄等日常生活の基本動作が介助なしには困難な者
- (2) 介助又は補助具の使用なしには起立位及び座位の保持並びに歩行が困難な者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、事業の利用が必要であると市長が認めた者

(事業の内容)

第78条 事業の内容は、浴槽を装備した訪問入浴車で障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴のサービスとする。

(サービス提供従事者)

第79条 事業の提供に当たる従事者（以下「サービス提供従事者」という。）は、次の各号のいづ

れかに該当する者とする。

(1) 看護師又は准看護師

(2) 介護職員

(措置)

第80条 サービス提供従事者は、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第11章 日中一時支援事業

(事業の概要)

第81条 日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものとする。

(対象者)

第82条 事業の対象者は、原則として日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 感染症の疾病を有する者

(2) 疾病又は負傷のため入院加療の必要な者

(3) 移送不可能な者

(4) その他市長が不適當と認めた者

(事業の内容)

第83条 事業の内容は、基本的に日中の一時預かりとし、次に掲げるもののうち利用者の希望によるサービスを行うものとする。

(1) 生活指導

(2) 日常動作訓練

(3) 創作活動

(4) 趣味活動

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 入浴

(8) 給食

(利用制限)

第84条 事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用することはできない。

第12章 生活サポート事業

(事業の概要)

第85条 生活サポート事業（以下この章において「事業」という。）は、介護給付費支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図るものとする。

(対象者)

第86条 事業の対象者は、原則として障害程度区分非該当者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日常生活支援又は家事に対する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者
- (2) その他特に市長が必要と認める者

(事業の内容)

第87条 事業の内容は、次に掲げる項目のうち市長が必要と認めるサービスとする。ただし、原則として1回の利用において1時間30分以内、週2回までを限度とする。

- (1) 通院等の介助（身体介護を伴わないもの）
- (2) 調理
- (3) 洗濯
- (4) 住居等の清掃及び整理整頓
- (5) 生活必需品の買い物
- (6) その他必要な家事

(確認印の受領)

第88条 事業者は、第7条第2項の規定により生活サポート事業の決定を受けた者（以下「派遣対象者」という。）を訪問し、サービスを提供したときは、生活サポート活動記録簿（様式第15号）に、派遣対象者本人又は当該派遣対象者の代理人から当日の活動内容についての確認印を受けるものとする。

第13章 雑則

(委任)

第89条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第25条、第26条関係）

区分	種目	障害及び程度	性能	基準単価	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する者又は寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する者又は自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	障害者等を担架に乗せたり入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は自力で体位変換できない難病患者等	介助者が障害者等の体位を調整できる機能を有するもの	15,000円	5年

		能障害２級以上で下位を変換させるのに容易に使用し得るもの 家族等他人の介助を要する者又は寝たきりの状態にある難病患者等			
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で原則として３歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の児童又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等。原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害のある者又は難病患者等で入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

便器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者又は常時介護を要する難病患者等。児童は原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は下肢が不自由な難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	8,000円	4年
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用に供するもの	60,000円	8年
頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害、てんかんの発作等により	障害者等が容易に使用し得るもの	36,750円	3年

	頻繁に転倒する知的障害児（者）、精神障害者及び難病患者等			
特殊便器	上肢障害２級以上の者又は上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	８年
火災警報器	身体障害等級２級の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光で知らせ得るもの	15,500円	８年
自動消火器	身体障害等級２級以上の者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	８年
電磁調理器	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	６年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

		る世帯で日常生活上 必要と認められる世 帯)			
在宅療 養等支 援用具	透析液加温 器	腎臓機能障害３級以 上で自己連続携行式 腹膜灌流法（CAP D）による透析療法を 行う者	透析液を加湿し、一定温 度に保つもの	51,500円	5年
一	ネブライザ	呼吸器機能障害３級 以上若しくは同程度 の身体障害者で必要 と認められる者又は 呼吸器機能に障害の ある難病患者等	障害者等が容易に使用 し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん 吸引器	呼吸器機能障害３級 以上若しくは同程度 の身体障害者で必要 と認められる者又は 呼吸器機能に障害の ある難病患者等	障害者等が容易に使用 し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用 し得るもの	17,000円	10年
	動脈血中酸 素飽和度測 定器（パル スオキシメ ーター）	人工呼吸器の装着が 必要な者	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、障害 者等が容易に使用でき るもの	157,000円	5年
	盲人用体温 計（音声式）	視覚障害２級以上の 者（盲人のみの世帯及	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	9,000円	5年

		びこれに準ずる世帯)			
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声し、又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害２級以上の者	障害者向けパーソナルコンピューター周辺機器又はアプリケーションソフト	—	—
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上の身体障害者であって、必要と認められるもの)	文字等のコンピューター一画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字タイプライター（点字器を含む）	視覚障害２級以上の者（本人が就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書	85,000円	5年

		の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取り、画像（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害２級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年

	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者で本装置 によりテレビの視聴 が可能になる者	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害者用番組並 びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に 出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者 向け緊急信号を受信す るもので、聴覚障害者が 容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	喉頭摘出者が容易に使 用し得るもの	70,100円	5年
	福祉電話 (権利の貸 与)	難聴者又は外出困難 な身体障害者（原則と して2級以上）でコミ ュニケーション、緊急 連絡等の手段として 必要性があると認め られるもの（障害者の みの世帯及びこれに 準ずる世帯）	障害者が容易に使用し 得るもの	—	—
	点字図書	主に、情報の入手を点 字によっている視覚 障害者	点字により作成された 図書	—	—
排泄管 理支援 用具	ストーマ装 具	ストーマ造設者	障害者が容易に使用し 得るもの	蓄便袋月額 8,600円 蓄尿袋月額 11,300円	—
	紙おむつ等	高度の排便機能障害	障害者が容易に使用し	月額	—

	(紙おむつ・洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者及び高度の排尿機能障害者	得るもの	12,000円	
	収尿器	高度の排尿機能障害者	障害者等が容易に使用し得るもの	8,500円	—
住宅改修	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器へ取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—
補助具	人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害児（者）	人工内耳機器に対応し得る電池	月額 2,500円	—

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）表

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第 5 号 (第28条関係)

様式第 6 号 (第34条関係)

様式第 7 号 (第34条関係)

様式第 8 号 (第43条関係)

様式第 9 号 (第44条関係)

様式第10号 (第49条関係)

様式第11号 (第59条関係)

様式第12号 (第60条関係)

様式第13号 (第60条関係)

様式第14号 (第62条関係)

様式第15号 (第88条関係)

水俣市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書

水俣市長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		性別	生年	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	氏 名		男・女	月 日		
	居 住 地	〒 電話番号				
	フリガナ		性別	生年	年 月 日	
	利用申請に係る 障 害 児 氏 名		男・女	月 日	続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者 保健福祉手 帳番号		
障害名 疾病名						
サービス利用の 状況	障 害 福 祉 関係サービス	障害支援 区分の認定	有・無	区分1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護	1 2 3 4 5
利用中のサービスの種類と内容等						
利用（変更）申請するサービス	サービスの種類			申請に係る具体的内容及び申請（変更）の理由		
	☐ 意思疎通支援事業					
	☐ 日常生活用具給付事業					
	☐ 移動支援事業（外出支援）					
	☐ 移動支援事業（移送サービス）					
	☐ 地域活動支援センター事業					
	☐ 訪問入浴サービス事業					
	☐ 日中一時支援事業					
	☐ 生活サポート事業					
☐ 手話奉仕員養成研修事業						

同意書

上記の利用申請に伴い、世帯全員の市県民税課税状況調査について同意します。

平成 年 月 日

氏名

水俣市障害者地域生活支援事業利用決定（変更）通知書

水俣指令第 号
年 月 日

様

水俣市長

年 月 日付けで申請のあった水俣市障害者地域生活支援事業利用については、下記のとおり決定（変更）したので通知します。

決定者	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日
	氏 名		男・女		
	居住地	電話番号			
	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日
決定に係る児童氏名		男・女			
			続 柄		
有効期間				費用負担	

支援の種類・内容	種 類	☐ 意思疎通支援事業	☐ 地域活動支援センター
		☐ 日常生活用具給付事業	☐ 訪問入浴サービス事業
		☐ 移動支援事業（外出支援）	☐ 日中一時支援事業
		☐ 移動支援事業（移送サービス）	☐ 生活サポート事業
		☐ 手話奉仕員養成研修事業	
	内 容		

注意事項	1 本事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、水俣市長にその旨を届出て下さい。
------	---

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に水俣市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表する者は水俣市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問い合わせ先

水俣市福祉課 住所 〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号
電話 0966-61-1650

様式第3号(第7条関係)

(一)				(二)		(三)	
地域生活支援事業利用者証				支給決定の内容		支給決定の内容	
受給者	番号			支給決定期間		支給決定期間	
	居住地						
	フリガナ	性別					
	氏名	男・女					
	生年月日						
児童	フリガナ	性別		支給決定期間		支給量等	
	氏名	男・女					
	生年月日			支給決定期間		特記事項	
交付年月日				支給量等			
市町村名	水俣市陣内1-1-1 水俣市福祉課 0966-61-1650						

水俣市障害者地域生活支援事業利用申請却下通知書

水福指令第 号
年 月 日

様

水俣市長 印

年 月 日付けで(変更)申請のあった水俣市障害者地域生活支援事業については、次により利用できないので通知します。

却下理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に水俣市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表する者は水俣市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問い合わせ先

水俣市福祉課 住所 〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号
電話 0966-61-1650

日常生活用具給付台帳

[illegible]

点字図書発行証明書

申請者	氏 名	(給付を受けようとする者が 18 歳未満の場合は、保護者名:)
	住 所	
	電話番号	

給付申請図書	図書名	
	出版施設名	
	価格	
	巻数	

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明します。

年 月 日

水俣市長

印

点字図書給付台帳

氏名

(給付を受けようとする者が18歳未満の場合は、保護者名:)

住所

電話番号

障害名・等級

年月日	給付図書	巻数	出版施設	価格	自己負担額	公費負担額

水俣市手話奉仕員養成研修事業修了証書

様

あなたは、水俣市手話奉仕員養成研修事業の講座を受講し修了したことを証します

年 月 日

水俣市長

印

水俣市手話奉仕員登録申請書

は、水俣市手話奉仕員として、水俣市に登録することを申請します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____

電話番号 _____ () _____

水俣市長 様

外出支援活動記録簿

利用者氏名

年 月 分

利用日		サービス実績記入欄				利用者確認 印
月	日	サービス内 容	派遣時間帯 時 分～ 時 分	利用時間	備考	
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
利用時間 合計						

水俣市障害者地域生活支援事業
福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

水俣市長様

申請者 住所 水俣市

氏名

印

次のとおり、水俣市障害者地域生活支援事業・福祉タクシー利用券の交付を申請します。

対象者氏名		生年月日	M・T・S・H 年 月 日
対象者住所	水俣市 ※申請者と同一の場合は記載不要		
手帳の種別	身体(視 ・ 聴 ・ 音 ・ 肢 ・ 内) ・ 知的 ・ 精神		
障害の等級		手帳番号	県 号

記

決 裁	課長	課長補佐	主幹	係長	係員

(伺い)福祉タクシー利用券の交付について

上記のとおり申請がありましたので審査したところ、水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱に定める対象要件に該当するものと認められますので、下記のとおり「水俣市障害者地域生活支援事業・福祉タクシー利用券」を交付してよろしいか伺います

記

交付年月日	年 月 日
交付番号	第 号
交付枚数	枚

[illegible]

水俣市障害者地域生活支援事業・福祉タクシー利用券

交付番号 第 号
有効期限 年 月 日まで

発行者 水俣市長

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

利用できるタクシー会社

会社名	所在地	電話番号

【利用控】

■利用年月日

年 月 日

■タクシー会社

■運行経路

～

水俣市障害者地域生活支援事業・福祉タクシー利用券

利用者氏名

助成額 500円

発行者 水俣市長 印

発行番号 第 号

有効期限 年 月 日

利用年月日	年 月 日
タクシー会社名	
運転経路	

使用上の注意

- この利用券を利用できるのは、表紙裏に記載したタクシー会社を利用するときだけです。
- この利用券を使用すると、運賃のうち 500 円を水俣市が負担します。
- この利用券を利用するときには、利用者氏名欄及び利用控欄の必要事項を必ず記入しておいてください。
- この利用券は、交付対象者本人が乗車しないと使えません。
- この利用券は、乗車1回につき1枚しか使えません。
- この利用券を使用するとき、運転手から障害者手帳の提示を求められたときは、速やかに提示してください。
- この利用券は、他人に譲渡することはできません。
- 紛失、滅失等の場合にも、災害等の特別の事由があると認められる場合を除き、再発行はできません。

水俣市障害者地域生活支援事業
福祉タクシー事業者登録申請書

年 月 日

水俣市長 様

申請者の住所又は所在地

申請者の名称

申請者又は代表者の氏名

水俣市障害者地域生活支援事業実施要綱に基づく福祉タクシー運賃助成対象事業者として登録くださいますよう関係資料を添えて申請します。

【関係資料】

- (1) 事業所の所在地及び事業内容を明らかにする書類
(法人にあっては定款(写)又は登記簿謄本の写し等)
- (2) 営業に必要な許認可等を証する書類
- (3) 納税証明書
- (4) その他参考となる書類

生活サポート活動記録簿

利用者氏名

年 月 分

利用日		サービス実績記入欄				利用者確認 印
月	日	サービス内 容	派遣時間帯	利用時間	備考	
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
利用時間 合計						